



発行 新潟県

号外 1

令和5年6月9日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 702 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 703 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 704 耕地整理組合の組合長臨時代表者の指定解除(農地計画課)
- 705 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 706 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 707 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第702号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営高士南部地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月9日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和5年6月12日から令和5年7月7日まで

3 縦覧に供する場所  
上越市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を令和5年5月30日認可した。

令和5年6月9日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第704号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、名木野耕地整理組合の組合長臨時代理者として指定した次の者を解任したので、告示する。

令和5年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

住所 見附市明晶町1853番地

氏名 土田 栄潤

◎新潟県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の真野町土地改良区の定款の変更を令和5年6月1日認可した。

令和5年6月9日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の真野町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市大倉谷640	山本 雅和 (理事長)
〃	〃 真野122-1	佐々木隆正
〃	〃 豊田415	瀧川 勝久
〃	〃 豊田842	日戸 靖開
〃	〃 吉岡638	高松 登
〃	〃 真野101	佐々木克之
〃	〃 背合17	松本 一
〃	〃 大小246	高野 静幸
〃	〃 大小548	金子 順二
〃	〃 西三川291	山田 進治
監事	〃 大小586	島川 昭
〃	〃 真野323	長 敏宏
〃	〃 滝脇185	大屋 広幸

就任年月日 令和5年5月21日

2 退任

理事	佐渡市大倉谷640	山本 雅和 (理事長)
〃	〃 真野323	長 敏宏
〃	〃 豊田142	清安 稔也
〃	〃 豊田842	日戸 靖開
〃	〃 吉岡638	高松 登
〃	〃 吉岡623	鶴間 克己
〃	〃 大須25	後藤 孝夫

〃	〃	大小246	高野	静幸
〃	〃	大小548	金子	順二
〃	〃	西三川291	山田	進治
監事	〃	吉岡654	笠井	茂雄
〃	〃	豊田408	福田	善孝
〃	〃	大小192	金子	敏幸

退任年月日 令和5年5月20日

◎新潟県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

理事 佐渡市潟端817 甲斐 陽一

退任年月日 令和5年3月30日